

保険番号マスタ (群馬県10)

番号	設定項目名	制度名	子ども		重度心身障害者(児)		母(父)子家庭等		高崎老人						後期高齢障害	
1	保険番号		145	245	146	246	143	243	155	255	355	455	555	655	177	187
2	法別番号		72	72	70	70	78	78	55	55	55	55	55	55	77	87
3	短縮制度名		子社国	子組合	障害社国	障害組合	母子社国	母子組合	崎老1割	崎老2割	崎老限有	崎老限無	崎老償還	崎老多数	高齢障	市高齢障
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始-終了)		0 - 15	0 - 15	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	68 - 69	68 - 69	70 - 74	70 - 74	68 - 74	70 - 74	65 - 999	65 - 999
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)		2	3	2	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
※	所得情報								低所得	低年金	低所得	低年金	低所得	低年金		
14	外来負担区分		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	1
15	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	10	10	20	20	10	10	10	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	1月院外上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	3	1	2
25	1回負担割合		0	0	0	0	0	0	10	10	20	20	10	10	10	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		0	0	0	0	0	0	24600	24600	24600	24600	24600	15000	57600	0
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		3	3	3	3	3	3	1	1	1	1	1	1	1	3

(注) 子ども医療費 「子社国」(社保もしくは市町村国保患者に適用下さい)、「子組合」(国保組合患者、および同月内に全国公費(『特』扱い)との併用がある市町村国保患者に適用下さい)
 重度心身障害者(児)医療費 「障害社国」(社保もしくは市町村国保患者に適用下さい)、「障害組合」(国保組合患者、および同月内に全国公費(『特』扱い)との併用がある市町村国保患者に適用下さい)
 高齢重度障害者医療費

※市町村制度で法別80で始まる負担者番号もありますがこちらをご使用ください。
 「母子社国」(社保もしくは市町村国保患者に適用下さい)、「母子組合」(国保組合患者、および同月内に全国公費(『特』扱い)との併用がある市町村国保患者に適用下さい)
 ※市町村制度で法別86、88で始まる負担者番号もありますがこちらをご使用ください。

母子父子家庭等医療費
 高崎老人医療費 高崎市で運用されている高齢者(市町村)公費です。68、69歳の非課税世帯が対象者のようです。平成26年度より2割負担。既対象者は経過措置として74歳まで1割負担です。
 「崎老限有」(経過措置対象者であり70~74歳で限度額認定証を持っている場合に適用ください。)
 「崎老限無」(経過措置対象者であり70~74歳で限度額認定証を持っていない場合に適用ください。)

※平成29年8月より月上限額の変更(外来一年間上限「年間144,000円」となるようですが償還払いの為、窓口負担は変わらないようです)
 「崎老償還」(高崎市国保以外の保険で入院の場合に適用ください。償還払いとなるようですが福祉請求書への記載は必要のようです。)
 「崎老多数」(経過措置対象者であり70~74歳で限度額認定証を持っていない多数回の方が対象。入院の上限額において過去12ヶ月で3回以上上限額まで支払った場合、4回目以降は上限額が異なります。該当患者に適用下さい。)
 なお、市町村公費のため今後の制度変更対応はユーザにてカスタマイズ対応下さい。

後期高齢重度障害医療費 平成26年4月より患者負担1割の制度(保険番号155)は廃止となるようです。既に受給者証をお持ちの方は継続して1割となります。
 「高齢障」(後期高齢者で県制度対象者に適用下さい)
 「市高齢障」(後期高齢者で市町村制度対象者に適用下さい)

※平成21年8月以降、負担者番号が8桁となる(市町村によって時期は異なる)